

生徒心得

1 総則

- (1) 自主的、自律的な生活を送るよう努力する。
- (2) 深く見る資質を備えた、真理の追究者となるよう心がける。
- (3) 礼儀を重んじ、社会の一員であることを常に自覚しつつ、個性を生かし、心身を鍛える。
- (4) 常に責任ある行動をとり、周囲への思いやりと理性的な自己への反省により、情操、品性、心の優しさを養う。

2 身だしなみ

身なりは高校生らしく清潔・端正・質素を旨とする。

(1) 制服

指定の制服を着用し、いかなる変型も認めない。

(2) 履物

ア 通学時には、危険がなく華美でない靴を使用する。

イ 校内では、所定の上履き靴を必ず使用する。

ウ 上・下履きの履き替えは、必ず昇降口で行う。

(3) 頭髪

頭髪加工は認めない。

(4) その他

ア 眉の加工、化粧、アクセサリ類、タトゥー等、不要な装飾をしたり、装身具は身に付けない。

イ やむを得ず異装をする場合は、担任を通じ生徒指導部の許可を受ける。

ウ 身だしなみに関わる詳細な規定については別途定める。

- 3 登校時は、授業終了後まで外出しない。やむを得ない用事で外出するときは、担任に許可を得て、外出許可証を携帯する。
- 4 遺失物、拾得物は速やかに担任または生徒指導部に届け出る。また、各自持ち物の保管に十分注意し、他人の持ち物の無断使用等は絶対にしない。
- 5 校舎や学校備品は大切に取り扱い、万一誤って破損・紛失したときは、速やかに担任または生徒指導部に届け出る。この場合、その一部または全部を弁償しなければならないことがある。
- 6 運動用具、楽器、その他の器具を使用するときは、あらかじめ担当教員の許可を得て使用し、使用後は整理・整頓しておく。
- 7 校内では定められた時間・場所以外で飲食はしない。
- 8 校内外で金品を募ったり、物品を販売することは原則として行わない。
- 9 部活動、その他で教室等を使用するときには、事前に責任者が部活動顧問または生徒指

導部の許可を受けて使用し、使用後は整頓しておく。

- 10 校内外で集会を催すときは、事前に担任または生徒指導部に届け出る。
- 11 校内に掲示・貼紙・陳列配布等をする場合は、事前に生徒指導部の許可を受ける。
- 12 土曜日・日曜日・祝日・休日等に校舎・学校備品・体育施設等を使用するときには、事前に担任または担当教員の許可を受ける。
- 13 図書館は、規定を守って利用する。
- 14 欠席・遅刻・早退・欠課・公欠・忌引き等については、その都度速やか（原則として前後1週間以内）に、所定の届け様式（別表「諸届・諸願」参照）で提出する。
- 15 本人が学校保健安全法に定められた感染症にかかったときは、速やかにその旨を届け出る。
- 16 氏名・住所・保護者等の変更があったときは、速やかに校長に届け出る。
- 17 証明書等が必要な場合は、事前にそれぞれの係に申し出る。
- 18 通学に際しては、交通法規、交通マナー及び校内諸規定をよく守り、他人に迷惑をかけないように心がける。万一事故が発生した場合（通学时以外でも）は、速やかに担任または生徒指導部に届け出る。

（1）自転車の使用規定

- ア 通学に利用する場合は、学校に登録（許可申請）をする。ただし、雨ガッパの携帯、ステッカーの貼付、自転車保険の加入を許可条件とする。
- イ 校内・駅等では、所定の場所に整理して置き、必ず施錠する。

（2）バイクに関する規定

- ア 免許取得は卒業時まで原則として禁止する。
- イ 特別な理由があると認められる生徒については、原動機付自転車に限り許可をする場合がある。（許可する場合でも 50cc 以上は認めない。）
- ウ 特別な理由がある生徒は、その保護者が担任及び生徒指導部に申請し、校長が許可するか否かを判断する。

（3）自動車免許の取得について

- ア 自動車学校入学については、3年生の11月1日以降、卒業後の進路が決定した生徒に対して認める。
- イ 公安委員会の試験は、卒業年度の2月1日以降に受験するものとし、自動車等の運転は卒業まで禁止とする。

19 アルバイト

- （1）原則として禁止する。
- （2）家庭の事情など、やむを得ない場合には担任を通じて生徒指導部に届け出る。ただし次の項目に該当するものは認めない。
 - ア 酒類を提供する飲食店、喫茶店、旅館等
 - イ 宿泊を伴うもの

ウ 危険を伴うもの

エ 原則として、午後 6 時以降に勤務が及ぶもの

20 その他の日常生活

飲酒、喫煙、薬物の乱用、不健全娯楽、風俗営業店への出入り、深夜徘徊、外泊、インターネットへの不適切な投稿等、高校生としてふさわしくない行為は禁止する。

諸届・諸願

No.	事由	生徒心得	様式	用紙の所在	提出先・連絡先
1	規定服装でない時	2(4)	異装届	生徒指導部	担任
2	登校後放課後までに外出するとき	3	外出許可証	生徒指導部	担任
3	学校内外での生徒の集会	10			担任または顧問、 生徒指導部
4	欠席、遅刻、早退するとき	14	保護者による連絡		担任
5	欠課、公欠、忌引きのとき	14	欠課届 公欠・忌引届	教務部	担任または顧問、 担任、教科担当
6	住所等を変更したとき	16	住所変更届	教務部	担任、教務部
7	自転車通学を希望するとき	18(1)	自転車通学許可願	生徒指導部	担任、生徒指導部
8	バイク通学を希望するとき	18(2)	バイク通学許可願	生徒指導部	担任、生徒指導部
9	自動車免許を取得するとき	18(3)	自動車学校入学願	生徒指導部	担任、生徒指導部
10	アルバイトをするとき	19(1)(2)	アルバイト届	生徒指導部	担任、生徒指導部
11	追試・追認・補充を受けるとき		追試・追認・補充願	教務部	教科担当、担任
12	部の入・退部のとき		入部届、退部届	生徒指導部	担任、顧問
13	下宿するとき		下宿届	生徒指導部	担任、生徒指導部
14	学割を必要とするとき		学割証申込書	事務室	担任、顧問、事務室
15	その他生徒心得に示されている届や願い出は、各担当に申し出たうえで、所定の手続きをとること。				

附則 本規定は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。